関西学生鉄道研究会連盟　規約

2007(平成19)年12月 9 日　全面改正
2008(平成20)年 8 月 9 日　一部修正
2008(平成20)年12月14日　一部修正
2009(平成21)年12月20日　一部修正
2010(平成22)年12月19日　一部修正
2011(平成23)年12月18日　一部修正
2012(平成24)年 6 月24日　一部修正
2012(平成24)年12月16日　一部修正
2014(平成26)年1月26日　一部修正

関西学生鉄道研究会連盟規約

～2014(平成 26)年 1 月 26 日一部修正～

目 次

第 1 章	総則
第 2 章	加盟校・構成員
第 3 章	各種手続
第 4 章	活動
第 5 章	総会
第 6 章	役員・執行部
第 7 章	定例会
第 8 章	会計
第 9 章	改正
第 10 章	補則

付録

各種届出様式

新規加盟(準加盟校)申請書
加盟校昇格申請書
準加盟校過年度継続申請書
継続加盟申請書
構成員変更届
構成員代理届
委任状

第１章　総則

第１条　(名称)

本連盟は関西学生鉄道研究会連盟(略称；関西学鉄連)と称する。

第２条　(位置付け)

本連盟は鉄道をはじめとする公共交通を研究対象とする学生団体間の交流･意見交換の場として設置する。本連盟は関西学鉄連加盟校及び準加盟校の総意に基づいて成立する。

第３条　(目的)

本連盟は本連盟活動を通じて団体間交流･親睦の橋渡しを行い､各団体の発展に寄与するとともに､一般社会に対し鉄道知識の普及と理解を広めることを目的とする。

第４条　(原則)

本連盟の運営は原則として本規約に則って行わなければならない。

第５条　(活動年度)

本連盟の活動年度は毎年１月１日に始まり、毎年 12 月 31 日に終わるものとする。なお、毎年２月 20 日を学鉄連の日と制定する。

第６条　(事務局)

本連盟の事務局は第 36 条（構成）①に定める「会長」を務める団体の部室に置くものとする。但し、会長が必要を認めた場合はこの限りではない。

第２章　加盟校・構成員

第７条　(構成)

本連盟は鉄道をはじめとする公共交通を研究対象とする学生団体が加盟できる。

第８条（加盟校）に定める加盟校及び第９条（準加盟校）に定める準加盟校により構成される。

第８条　(加盟校)

本連盟は以下の条件を満たす団体を加盟校として認めることができる。なお、活動年度には第 23 条（休会）に基づく休会の年度は含めないものとする。

①本連盟に準加盟校として１活動年度以上加盟すること。

②文部科学省が学校教育法第１条で定める大学を拠点とする団体であること。

③本連盟で承認されること。

第９条　(準加盟校)

本連盟は準加盟校を設置することができる。以下の条件を満たす団体は準加盟校として加盟できる。但し、準加盟校は定例会での表決に参加できるが、総会での議決権は有さない。

①文部科学省が学校教育法第１条で定める学校を拠点とする団体であること。

②本連盟で承認されること。

第 10 条 （構成員）

本連盟の構成員は以下の条件を満たさなければならない。

①本連盟の構成員は加盟校・準加盟校の会員でなければならない。

②本連盟の構成員は加盟校・準加盟校において代表として承認されなければならない。

③本連盟の構成員は加盟校・準加盟校ともに 2 名以上を原則とする。

第 11 条 （構成員の義務）

本連盟の構成員は以下の義務を負う。

①定例会に参加し、その内容を加盟校・準加盟校会員に報告・周知する事。

②本連盟が企画する行事に係員として参加し、本連盟行事進行を補佐する事。

③第 5 章（総会）に定める総会に参加する事。

④第 49 条（連盟費）に定める連盟費を期日内に納入する事。

第 12 条 (構成員の解任)

構成員の解任は次のいずれかに該当するときに行うことができる。

① 加盟校構成員の発議があり臨時総会で認められたとき

a. 発議　構成員の解任に際しては加盟校構成員 1 名以上が 7 日前までに発議する必要がある。その場合は発議の理由を文書にて明示し、全加盟校・準加盟校に配布する事。

b. 臨時総会　発議に対し第28条（開催）②の規定に則り会長の判断により臨時総会を開催し、発議に対する討議を行う。解任は全加盟校 3 分の 2 以上の賛成及び、全加盟校構成員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。表決は第 34 条（表決）①により行う。

② 第 10 条（構成員）に定められる構成員の資格を失ったとき。

第 13 条（構成員の辞任）

構成員はやむを得ない事由があるときに構成員を辞任することができる。辞任する場合、定例会又は総会においてその理由を示さなければならない。

第 14 条（欠員の補充）

第 12 条 （構成員の解任）、第 13 条（構成員の辞任）の規定により構成員が解任・辞任し、第 10 条（構成員）③の規定を満たさなくなった場合、総会において欠員を補充しなければならない。

第 15 条（構成員の変更）

加盟校・準加盟校は構成員を変更する場合、総会において構成員変更の意思表示をし、承認を受けなければならない。承認は第 34 条（表決）②により行う。承認後速やかに所定の構成員変更届を提出しなければならない。

第 16 条（構成員代理）

加盟校・準加盟校は構成員が病気・ケガその他の事由により一時的に第 11 条（構成員の義務）を果たせなくなった場合、その間構成員代理を置くことができる。構成員代理を置く場合、定例会においてその理由を示し、承認を得なければならない。承認は第 47 条（定例会の表決）①により行う。承認後速やかに所定の構成員代理届を提出しなければならない。但し、構成員代理の定義は以下の通りとする。

① 構成員代理は構成員と同格とする。

② 構成員代理は第 10 条（構成員）の条件を満たす者でなければならない。

③ 構成員代理は第 11 条（構成員の義務）が定める構成員の義務を負う。

第 3 章　各種手続

第 17 条 （継続加盟）

加盟校・準加盟校は本連盟への加盟を継続する場合、定例総会において加盟の意思表示をし、承認を受けなければならない。承認後速やかに所定の継続加盟申請書を提出しなければならない。また、準加盟校は活動年度によって手続きが以下の通り異なる。

① 準加盟校として1活動年度以上を経た場合は、第19条（加盟・昇格の手続き）に基づく加盟校昇格の手続きを行うか、準加盟校を継続するかを選択できるものとする。継続の手続きは加盟校のものに準じる。

② 準加盟校として 2 活動年度以上を経た場合は、第 19 条に基づく加盟校昇格の手続きを原則として行わなければならない。ただし、特段の事情により加盟校昇格ができない場合は、所定の申請書を総会の 30 日前までに会長に申請しなければならない。この申請が承認されなかった場合は、特例的にその後速やかに加盟校昇格手続きを行うか、脱退の意思を表示しなければならない。この場合に限っては直近の例会もしくは総会の場で行うこと。

第 18 条 （加盟校への昇格）

本連盟は準加盟校の加盟校昇格申請に基づき準加盟校を加盟校へ昇格させることができる。この場合、第 8 条(加盟校)に定める条件を満たさなければならない。昇格の手続きは第 19 条（加盟・昇格の手続き）に定める。

第 19 条 （加盟・昇格の手続き）

本連盟に加盟・加盟校昇格するに当たっては以下の手続きを経なければならない。

①会長の定める期日までに、会長へ所定の申請書にて新規加盟申請（準加盟校）･加盟校昇格申請をしなければならない。

②本連盟は申請に基づき、定例会において 1 度以上議論を行った上で、定例総会において承認することができる。なお、新規加盟に限り第 27 条（位置と役割）に定める臨時総会でも本議案を取り扱うことができる。

第 20 条 （脱退）

加盟校・準加盟校は本連盟を脱退する場合、原則として総会において脱退の意思表示をしなければならない。但し、第 17 条（継続加盟）を故意に遂行しないと認められる場合はその限りでない。

第 21 条 （除名）

本連盟は次の場合、第 22 条（除名の手続き）、第 31 条（定例総会）の④（加盟校の承認・昇格・脱退・除名）の手続きに則り、総会にて加盟校を除名できる。

①第 11 条（構成員の義務）を故意に遂行しないと認められる場合。

②第 23 条（休会）に定める休会期間を過ぎても活動復帰が認められない場合。

第 22 条 （除名の手続き）

本連盟は除名決議の対象となる団体に対し総会の 30 日前までに通知しなければならない。総会で除名が決議された場合はその旨を通知し、30 日以内に異議申し立てがなければ除名となる。

第 23 条 （休会）

加盟校・準加盟校はやむを得ない事由により本連盟の活動に参加できない場合、1 年間を上限に休会する事ができる。その場合、例会又は総会において休会の意思表示をしなければならない。意思表示の際、その理由を示すと共に、休会期間を示さなければならない。なお、休会期間中は連盟活動には参加できないが、当該年度の連盟費は全額を支払わなければならない。

第 4 章　活動

第 24 条 （活動）

本連盟は第 3 条（目的）を達するため、以下の活動を行う。但し、活動年度により活動を選択して行うことができる。

①車庫見学会

②機関誌の発行

③団体間交流企画

④一般公開を伴う企画

⑤その他本連盟の目的にふさわしい活動

第 25 条 （機関誌）

本連盟は一般社会へ活動を紹介するため機関誌を発行できる。機関誌の内容は次のいずれかの事項を含む事とする。

①関西学鉄連活動紹介

②加盟校・準加盟校紹介

③その他必要な事項

第 26 条 （機構）

本連盟は次の機関を常設する。

①総会

②執行部

③定例会

第 5 章　総会

第 27 条　(位置と役割)

総会は本連盟における最高議決機関である。総会には定例総会及び臨時総会を設置する。

第 28 条　(開催)

①定例総会は年 1 回会長が召集し、年度末までに開催する。

②臨時総会は加盟校の過半数の要求があった場合又は、会長が必要と認めた場合に、その 30 日以内に会長又は会長代理が召集し開催する。

第 29 条　(定足数)

定例総会の成立には次の①②の事項を満たす必要がある。但し、臨時総会は①を満たせばよい。

①加盟校の 3 分の 2 以上の出席

②構成員の 3 分の 2 以上の出席　(委任状は出席とみなす)

第 30 条　(議長)

議長は会長が務める。但し、必要に応じて別の議長を指名する事ができる。この場合、出席構成員の過半数の承認を得なければならない。表決は第 34 条（表決）②により行う。

第 31 条　(定例総会)

定例総会においては次の事項を行うものとする。

①役員報告

②活動総括

③会計報告及び承認

④加盟校の承認･昇格･脱退･除名（新規加盟含む)

⑤次年度構成員紹介・役員の選出

⑥次年度活動計画の承認

⑦その他必要な事項

①役員報告

役員報告においては執行役員が当該年度の活動を報告しなければならない。
承認は第 34 条（表決）②により行う。

②活動総括

活動総括においては当該年度の活動を総括しなければならない。総括に当たっては、担当者が総括資料を作成し、資料を基に議論しなければならない。承認は第 34 条（表決）②により行う。

③会計報告及び承認

会計は年間決算を報告し、連盟の承認を得なければならない。承認は第 34 条（表決）②により行う。

④加盟校の承認・昇格・脱退・除名
　加盟校の承認・昇格・脱退・除名は慎重に行わなければならない。表決は第 34 条（表決）①により行う。ただし、継続加盟については会長判断により、第 34 条（表決）②を選択することもできる。

⑤次年度構成員の紹介・役員の選出
　総会においては次年度構成員の紹介と役員の選出を行わなければならない。役員の選出は第 34 条(表決）①により行う。

⑥次年度活動計画の承認
　総会においては次年度活動計画の承認を行う。承認は第 34 条（表決）②により行う。

第 32 条　(発議)
　総会へ議案を提出する場合は、会長の定める期日までに、会長へ文書にて届出を行わなければならない。

第 33 条　(委任状)
　当該年度の構成員がやむを得ず総会を欠席する場合は、所定の委任状を文書にて議長に提出しなければならない。なお、委任状をもって、総会に出席したとみなす。

第 34 条　(表決)
　総会での表決権は加盟校代表にのみ与える。加盟校は構成員の内から加盟校代表を選出し、その加盟校代表が表決に参加するものとする。総会の表決は加盟校過半数の賛成でこれを決し、可否同数の場合は会長判断とする。但し、本連盟の最重要事項である第 31 条　(定例総会）の④（加盟校の承認・昇格・脱退・除名）の表決及び第 50 条（連盟費の決定）に当たっては全加盟校の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。
　なお、表決に当たっては次の方法をとることができる。①について、投票の方法は第 43 条（選挙）によりこれを定める。
　　①投票による表決
　　②挙手による表決
　　③その他の方法による表決

第 35 条　(公開の原則)
　総会は公開を原則とする。但し、表決は第 34 条（表決）に則り、表決権を加盟校代表にのみ与え、発言権を構成員(次年度含む)にのみ与える。

第 6 章　役員・執行部

第 36 条　(構成)
　本連盟は原則として次の役員をおく。但し、必要に応じて会長の判断により別途役員を設置することができる。役員は原則として加盟校構成員から選出される。ただし、書記・広報に限り、準加盟校構成員から選出する場合には、当該構成員の承諾を必ず得なければならない。この役員をもって執行

部とする。

①会長

②副会長

③会計

④書記

⑤広報

第 37 条 （役割）

第 36 条（構成）で定めた各役員は次の業務を遂行する。

①会長　本連盟を代表し、構成員相互の融和と本連盟の円滑運営を行う。

②副会長　会長の補佐とし、施設の貸出し交渉などの業務を行う。

③会計　別途定める会計規約に則り、本連盟の一切の会計活動を統括する。

④書記　第 26 条（機構）で定める機関の議事を記録する。

⑤広報　本連盟の広報活動一切を統括し、一般社会への本連盟紹介を行う。

第 38 条 （役員の定員）

会長は 1 名選出される。その他の第 36 条（構成）で定められる役員の定員は原則として 1 名とするが、定員を変更する際は総会において新たに選出された会長が提案し、総会の承認を得る事とする。

承認は第 34 条（表決）②による。但し、役員は兼任できる。

第 39 条 （任期）

役員の任期は選出時から次年度の役員選出時までとする。

第 40 条 （役員の解任）

役員の解任は次のいずれかに該当するときに行うことができる。

①加盟校構成員の発議があり臨時総会で認められたとき。

a.発議　役員の解任に際しては加盟校構成員 1 名以上が 7 日前までに発議する必要がある。その場合は発議の理由を文書にて明示し、全加盟校・準加盟校に配布する事。

b.臨時総会　発議に対し第 28 条（開催）②の規定に則り会長の判断により臨時総会を開催し、発議に対する討議を行う。解任は全加盟校の 3 分の 2 以上の賛成及び、全加盟校構成員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。表決は第 34 条（表決）②により行う。

②第 10 条（構成員）に定められる構成員の資格を失ったとき。

③第 8 条（加盟校）に定められる加盟校の資格を失ったとき。

第 41 条 （役員の辞任）

役員はやむを得ない事由があるときに役員を辞任することができる。辞任する場合、定例会又は総会においてその理由を示さなければならない。承認は第 34 条（表決）②または第 47 条（定例会の表決）②により行う。

第 42 条 （欠員の補充）

第 40 条（役員の解任）、第 41 条（役員の辞任）の規定により役員が解任・辞任した場合は、早急に総会にて後任を選出しなければならない。選任にあたっては第 31 条（定例総会）の⑤（次年度構成員・役員の選出）、第 43 条（選挙）に則り行う。会長不在の場合は会長代理を立てることができる。

第 43 条 （選挙）

本条は本連盟における選挙規定である。第 34 条（表決）①、第 47 条 （定例会の表決）①については本条を適用する。

①選挙に当たっては議長または会長が加盟校の構成員から選挙管理委員を任命し選挙管理事務を行う。

②投票用紙は白紙に「関西学生鉄道研究会連盟之印」が押印されているものを使用し、選挙当日に配布する。

③議案に対して賛成の場合は〇を、反対の場合は×を投票用紙に自書すること。

④所定の用紙を用いないで投票、または選挙管理委員が不正と認めたものは無効投票とみなす。

⑤選挙で不正を行った場合は失格とし、当該加盟校は次年度総会まで全ての表決権が停止される。

なお、第 31 条（定例総会）⑤における次年度役員の選出は特別に以下の通り定める。

①選挙に当たっては議長が加盟校の構成員から選挙管理委員を任命し選挙管理事務を行う。選挙管理委員は自らが被選挙人となる場合、委員を辞任しなければならない。

②選出は現役の構成員が行う。選挙権は加盟校が有し、被選挙権は次年度加盟校構成員が有する。

③選挙は無記名投票による。定員同数の立候補のときも信任投票を行う。

④加盟校は各役職につき、定員分の投票権を有する。

⑤投票用紙は白紙に「関西学生鉄道研究会連盟之印」が押印されているものを使用し、選挙当日に配布する。

⑥投票の記載事項

a.定員を上回る立候補のときは立候補者の氏名を正確に自書すること。

b.定員に対して同数の立候補のとき、信任は〇、不信任は×と自書すること。有効票の過半数の信任をもって当選とする。

c.前項で不信任が成立したとき、また立候補者が定員に満たない場合は被選挙権者の名前を自書すること。

⑦次の事項を記載すると無効投票とみなす。

a.所定の用紙を用いないで投票。

b.本条⑥の事項を満たさないもの。

c.役員候補者以外の氏名を記載する。

⑧同数の場合くじ引きにより決定する。この場合、立候補順にくじを引くこと。

⑨選挙で不正を行った場合は失格とし、当該加盟校は次年度総会まで全ての表決権が停止される。

第 7 章　定例会

第 44 条 （目的）

定例会は第 3 条（目的）を達成するため、日常活動の基幹として設置する。

第 45 条 （定例会の開催）
定例会は原則月 1 回開催する。但し、会長が必要と認めたときはこの限りではない。開催場所は会長が決定し、事前に全構成員への連絡を徹底する。定足数は設けない。

第 46 条 （公開の原則）
定例会は公開を原則とする。但し、加盟校・準加盟校会員以外が傍聴を希望する場合、事前に会長まで申し出て、会長の承認を得なければならない。

第 47 条 （定例会の表決）
定例会の表決権は加盟校・準加盟校に与えられる。加盟校・準加盟校は構成員の内から加盟校・準加盟校代表を選出し、その代表が表決に参加するものとする。定例会の表決は加盟校・準加盟校過半数の賛成でこれを決し、可否同数の場合は会長判断とする。表決に当たっては次の方法が選択できる。なお、①について、投票の方法は第 43 条（選挙）により定める。

①投票による表決
②挙手による表決
③その他の方法による表決

第 8 章　会計

第 48 条 （会計規約の位置づけ）
会計は第 37 条（役割）に定められた業務を遂行するために会計規約を別途制定し、それに則り以下に定める会計活動を行うものとする。

第 49 条 （連盟費）
加盟校・準加盟校は本連盟の活動のため次の会費を納めなければならない。但し、加盟校と準加盟校の連盟費は別に定める事ができる。

①連盟費
②その他会長が必要と認め、かつ総会で承認されたもの（特別連盟費）

第 50 条 （連盟費の決定）
連盟費の徴収額は総会において会計が提案し、総会で決定する。但し、第 49 条（連盟費）③で定める特別連盟費は会長または会計により提案され、第 5 章（総会）の総会にて決定される。承認は第 34 条（表決）②に則り行う。

第 51 条 （連盟費滞納の禁止）
連盟費は決定後 6 ヶ月以内に納入しなければならない。連盟費決定後の 6 ヶ月以内に納入が認められず、かつ納入の意志が見受けられない加盟校は、第 21 条（除名）の対象となる。

第 52 条 （連盟費の管理）
徴収した連盟費は会計が厳重に管理しなければならない。但し、この目的のため会長は総会の決定に基づき預金口座の開設を行うことができる。なお、その預金口座の管理は会計が行うこととする。

第 53 条 （会計の報告義務）
会計は総会にて決算報告を行い、連盟の承認を得なければならない。

第 54 条 （会計年度）
本連盟の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり、毎年 12 月 31 日で終わる。

第 9 章　改正

第 55 条 （改正）
本規約の改正は総会において、全加盟校の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。表決は第 34 条（表決）①により行う。

第 10 章　補則

第 56 条 （本規約の位置づけ）
本規約制定にあたり、2007(平成 19)年 12 月 9 日を以って旧関西学生鉄道研究会連盟規約の効力を廃止し、本規約に全面改正する。

第 57 条 （規約施行日）
本規約は 2014 (平成 26)年 1 月 26 日より施行する。

第 58 条 （活動方針）
総会における単年度限りの決定事項については、別途当該年度の活動方針によりこれを定める。

以上 58 条

関 西 学 生 鉄 道 研 究 会 連 盟

新規加盟(準加盟校)　申請書

関西学生鉄道研究会連盟　会長殿

当会は関西学生鉄道研究会連盟準加盟校として新規加盟したく、ここに申請いたします。

◆代表者連絡先（会長、もしくはそれに準ずる者）　記入日；　　年　　月　　日

ふりがな		団体内での役職	
氏名			
連絡先	電話（必須）	自宅・携帯・代表	
	メール（必須）	PC・携帯	

◆団体情報　記入日；　　年　　月　　日

ふりがな			
団体名(正式名)	印		
拠点としている学校			
拠点のキャンパス			
団体住所 (部室又は学校)	〒＝＝＝＝＝＝＝＝		
学校連絡先	学校電話　　(部署；　　)		
学校内での位置	公認・同好会・登録・未公認・その他(　　)		
役員構成 (～　　年　月)	役職名	氏名(ふりがな)	所属（学部・課程など）
	顧問		
	会長（部長）		
部員数	名	部室の有無	有　・　無
内訳(人数比)			
機関誌発行	有　・　無	機関誌名	
活動内容 (3 つでまとめて)	・		
	・		
	・		

次のページに続きます

前頁からの続き

会の年間活動	月	
	月	
	月	
	月	
	月	
	月	
	月	
	月	
会活動を紹介してください。(100 文字程度)		
連盟に加盟動機を示して下さい。(100 文字程度)		
連盟に期待することを示して下さい。(100 文字程度)		
加盟後やってみたいことを示して下さい。(100 文字程度)		
備考(当連盟へのご意見などございましたらご記入ください。)		

以上の書類記載事項に相違ないことをここに証明いたします。

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　顧問＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

受付日	例会上提日	総会上提日	総会議決	備考
年　月　日	年　月　日	年　月　日	承認・不承認	

関 西 学 生 鉄 道 研 究 会 連 盟

加盟校昇格　申請書

関西学生鉄道研究会連盟　会長殿

当会は関西学生鉄道研究会連盟加盟校として昇格したく、ここに申請いたします。

◆昇格申請団体　　記入日；　　年　　月　　日

ふりがな	
団体名(正式名)	
拠点としている学校	
拠点のキャンパス	
団体住所 (部室又は学校)	〒＿＿＿＿＿＿

◆昇格申請 趣意書　　記入日；　　年　　月　　日

※ 昇格動機および、昇格後の活動方針を示して下さい。(300 文字程度)

◆備考

受付日	例会上提日	総会上提日	総会議決	備考
年　月　日	年　月　日	年　月　日	承認・不承認	

関 西 学 生 鉄 道 研 究 会 連 盟

準加盟校過年度継続　申請書

関西学生鉄道研究会連盟　会長殿

当会は準加盟校として 2 活動年度以上経過しましたが、関西学生鉄道研究会連盟準加盟校として継続したく、ここに申請いたします。

◆準加盟校過年度継続申請団体　　記入日；　　年　　月　　日

ふりがな	
団体名(正式名)	
拠点としている学校	
拠点のキャンパス	
団体住所 (部室又は学校)	〒＿＿＿＿＿＿＿＿

◆準加盟校過年度継続申請 趣意書　　記入日；　　年　　月　　日

※ 準加盟校として継続する特段の事情を示して下さい。(300 文字程度)

◆備考

受付日	例会上提日	総会上提日	総会議決	備考
年　月　日	年　月　日	年　月　日	承認・不承認	

関 西 学 生 鉄 道 研 究 会 連 盟

継 続 加 盟 申 請 書

◆代表者連絡先（会長、もしくはそれに準ずる者）　記入日；　　年　　月　　日

ふりがな		団体内での役職	
氏名			
連絡先	電話（必須）	自宅・携帯・代表	
	メール（必須）	PC・携帯	

◆団体情報　記入日；　　年　　月　　日

ふりがな			
団体名(正式名)			
拠点としている学校			
拠点のキャンパス			
団体住所 (部室又は学校)	〒＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝		
学校連絡先	学校電話　　(部署；　　)		
学校内での位置	公認・同好会・登録・未公認・その他(　　)		
役員構成 (～　　年　月)	役職名	氏名(ふりがな)	所属（学部・課程など）
	顧問		
	会長（部長）		
部員数	名	部室の有無	有　・　無
内訳(人数比)			
学鉄連委員 (学鉄連構成員)	氏名	連絡先	
	ふりがな	携帯電話：	
		メール：	
	ふりがな	携帯電話：	
		メール：	
	ふりがな	携帯電話：	
		メール：	

関 西 学 生 鉄 道 研 究 会 連 盟

構 成 員 変 更 届

◆団体情報

記入日；　　年　　月　　日

ふりがな			
団体名(正式名)			
ふりがな		団体内での役職	
代表者氏名			
代表者連絡先	電話（必須）	自宅・携帯・代表	
	メール（必須）	PC・携帯	

◆構成員変更の理由

◆学鉄連委員(学鉄連構成員)

変更前	氏名	連絡先
	ふりがな	携帯電話：
		メール：
	ふりがな	携帯電話：
		メール：
	ふりがな	携帯電話：
		メール：

変更後	氏名	連絡先
	ふりがな	携帯電話：
		メール：
	ふりがな	携帯電話：
		メール：
	ふりがな	携帯電話：
		メール：

関 西 学 生 鉄 道 研 究 会 連 盟

構 成 員 代 理 届

◆団体情報

記入日；　　年　　月　　日

ふりがな			
団体名(正式名)			
ふりがな		団体内での役職	
代表者氏名			
代表者連絡先	電話（必須）	自宅・携帯・代表	
	メール（必須）	PC・携帯	

◆代理を立てる理由

◆活動を休止する学鉄連委員(学鉄連構成員)

氏名	連絡先
ふりがな	携帯電話：
	メール：
ふりがな	携帯電話：
	メール：

◆学鉄連委員(学鉄連構成員)代理者

氏名	連絡先
ふりがな	携帯電話：
	メール：
ふりがな	携帯電話：
	メール：

関 西 学 生 鉄 道 研 究 会 連 盟

委 任 状

提出日；平成____年____月____日

提出団体；_____

私、_____は下記に記す理由のため、平成____年____月____日に開かれる関西学生鉄道研究会連盟の（定例・臨時）総会に出席できませんので、議事の進行及び議決権に関する事項の一切を議長に委任します。

総会に出席できない理由：

以上

関西学生鉄道研究会連盟規約

2014（平成 26）年 1 月 26 日一部修正

発行日；　2014（平成 26）年 1 月 26 日
発行所；　関西学生鉄道研究会連盟
大阪府豊中市待兼山町 1-10
大阪大学学生会館気付
発行人；　里井　直博（大阪大学）